

令和8年2月

お客さま各位

館山信用金庫

定期預金規定および定期積金規定の一部改定について

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

当金庫は、満期日前解約をする場合の適用利率を変更する目的で、定期預金規定および定期積金規定の一部を、令和8年4月13日より改定いたします。

なお、改定後の「預金規定」は、すでにお取引をいただいているお客さまにも適用されますので、何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 改定する規定

- ・ 期日指定定期預金規定
- ・ 自動継続期日指定定期預金規定
- ・ 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- ・ 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- ・ 変動金利定期預金規定
- ・ 自動継続変動金利定期預金規定
- ・ 財形期日指定定期預金規定
- ・ 財形年金預金規定
- ・ 財形住宅預金規定
- ・ 積立定期預金規定
- ・ 定期積金（スーパー積金）規定

2. 改定日

令和8年4月13日（月）

3. 主な改定内容

(1) 各種定期預金規定内（利息）条項の6か月未満の中途解約利率を改定
自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）の例

新	旧
<p>3.（利息）</p> <p>(5)</p> <p>①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……………<u>約定利率×20%</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………<u>約定利率×30%</u></p> <p>C. <u>1年以上1年6か月未満…約定利率×40%</u></p> <p><u>D. 1年6か月以上2年未満…約定利率×50%</u></p> <p><u>E. 2年以上2年6か月未満…約定利率×60%</u></p> <p><u>F. 2年6か月以上3年未満…約定利率×70%</u></p>	<p>3.（利息）</p> <p>(5)</p> <p>①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満…<u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満…<u>約定利率×50%</u></p> <p>C. 1年以上3年未満……………<u>約定利率×70%</u></p>

注：本例は3年契約の例です。契約期間と経過期間に応じた中途解約利率が適用されます。

(2) 定期積金規定内（給付補填備金等の計算）条項の文言を変更

新	旧
<p>6.（給付補てん金等の計算）</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。</p> <p>④上記①、③の計算に適用する利率はつぎのとおりとします。</p> <p>A. 初回払込日から①の場合は満期日、③の場合は解約日までの期間が1年未満のもの <u>約定年利回×30%（小数点第3位以下は切捨て）</u></p> <p>B. 初回払込日から①の場合は満期日、③の場合は解約日までの期間が1年以上のもの <u>約定年利回×60%（小数点第3位以下は切捨）</u></p>	<p>6.（給付補てん金等の計算）</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。</p> <p>④上記①、③の計算に適用する利率はつぎのとおりとします。</p> <p>A. 初回払込日から①の場合は満期日、③の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。 <u>解約日における普通預金利率</u></p> <p>B. 初回払込日から①の場合は満期日、③の場合は解約日までの期間が1年以上のもの <u>約定年利回×60%（小数点第3位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）</u></p>

以上